

古代は強飯とて、飢にていく度も水をかけて蒸かへし柔かにして、ねばらぬ飯なりしかば筈に盛り、旅にては椎の葉にも盛り、供膳には土器にも盛たる也。後には比目飯とて、今世のタキホシの飯をくふ事となりてより、ねばりて筈にも土器にも盛たる也。後には比目飯とて、今世のタキホシの飯といふ。吾妻鏡に、焼飯の事おほく見えたるは、其比武家には、焼飯の比目を以て、饗膳にせしゆゑ也。公家にはなほ大床子のをものとて、強飯を用られしかど、それは儀式のみにて、天子の供御の御料は、内々にて比目飯を用し也。されど木椀にはもることなく、薬のかゝりたる茶碗を用て、古の素焼の土器は、大床子の御膳にのみ用たりし也。

〔守貞漫稿後集〕飯

今世飢ニカケ蒸ス者ヲ強飯ト云、必ラズ糯米也。吉事ニハ小豆ヲ交ヘ、赤飯ト云。凶事ニハ不交之、別ニ黒大豆ヲ蒸テ飯上ニ置之。三都トモニ吉事ニ赤飯ヲ炊キ蒸テ、親類及知音ニ配ル、皆重箱ヲ以テス。凶事ニ白強飯ヲ配ルコト必ラズトセズ、往々有ノミ。

〔今川大雙紙下〕食物之式法の事

一こは飯などくふ様縦箸すわりたり共、箸にてくふべからず、箸にてすくひて、左の手の上に移して、手にてくふべし、さりながら、汁候は、箸にてくふべし。

〔三中口傳二中〕一節供事

節分方違翌朝、羞強飯菓子、俗家不可然之。

節分翌日元日供強飯事、俗家法元日許也、飯ニハシダ必可敷

〔扇事類記〕御膳

臨時供御内院宮儀

正月 御強飯、御菜八種、御菓子八種